

令和5年11月 追加受付用

競争入札参加資格電子申請の手引き

## 【工事材料】

令和5年10月

山形県県土整備部建設企画課

## 目 次

令和5年11月 電子申請について.....	1
1 申請資格者.....	2
2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日.....	2
3 行政書士による代理申請.....	3
4 申請書提出先及び提出方法.....	3
5 申請業種.....	4
6 提出書類.....	5
7 その他.....	11

## 令和5年11月 電子申請について

本手引きは、**電子申請を希望される方**を対象としております。紙申請を希望される方は、「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の手引き【工事材料】(令和5年11月)」を御覧ください。

建設工事(単体)で紙申請を希望される方、建設工事(協同組合、経常JV、復旧・復興JV)に申請される方は、「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の手引き【建設工事】(令和5年11月)」を、建設工事(単体)で電子申請される方は「令和5・6年度競争入札参加資格電子申請の手引き【建設工事】(令和5年11月)」を参照ください。

設計・測量・調査・コンサルタントに申請される方は、「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の手引き【設計・測量・調査・コンサルタント】(令和5年11月)」を参照ください。

また、電子申請には「やまがたe申請」を使用します。「やまがたe申請」の操作方法については、別紙を参照してください。

申請区分 \ 本店所在地	山形県内に本店がある業者	山形県外に本店がある業者
建設工事(単体業者)	<b>電子申請又は紙申請</b>	<b>電子申請又は紙申請</b>
建設工事(協同組合)	<b>紙申請のみ</b>	
建設工事(経常JV、復旧・復興JV)		
設計・測量・調査・コンサルタント		
工事材料	<b>電子申請又は紙申請</b>	<b>電子申請又は紙申請</b>

## 1 申請資格者

山形県の入札参加資格審査を申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。

- ア 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。
- イ 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ウ 山形県の県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エー 1 役員等（個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時工事裁量の売買契約等を締結する事務所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- エー 2 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。
- エー 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していないこと。
- エー 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- エー 5 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日

山形県の入札参加資格審査申請の受付には、西暦偶数年11月の定期受付と、毎年8月・西暦奇数年11月の追加受付があります。随時受付は実施していません。

各受付における受付期間と入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）の登載期間、審査の基準日の関係は以下のとおりです。

	受付期間(土日、祝日は除く)	名簿登載期間	審査基準日
追加受付	R5. 11. 16～ R5. 11. 30	R6. 4. 1～ R7. 3. 31	R5. 10. 31
追加受付	R6. 8. 1～ R6. 8. 10	R6. 10. 1～ R7. 3. 31	R6. 7. 31

### 3 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請の場合、下記①及び②について、ご注意ください。

① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。なお、代理申請の場合でも、名簿登載通知は申請者本人に送付します。

② 申請書・変更届への押印

代理申請の場合、申請書・変更届への押印は、申請代理人氏名欄に申請代理人の押印をしてください。したがって、申請書・変更届の代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

### 4 申請書提出先及び提出方法

本店所在地	提出先	提出方法
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 TEL 023-621-8189(直通)	電子申請※ <sup>1</sup> 郵送※ <sup>2</sup> 持参※ <sup>3</sup> (いずれでも可)
西村山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355 TEL 0237-86-8377(直通)	
北村山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田 4-5-1 TEL 0237-47-8654(直通)	
最上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1377(直通)	
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池 7-1-50 TEL 0238-26-6069(直通)	
西置賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-8501 長井市高野町 2-3-1 TEL 0238-88-8223(直通)	
庄内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 TEL 0235-66-5583(直通)	
県外	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波 2-8-1 TEL 023-630-2402(直通)	

※1 詳しくは、「6 提出書類」を参照ください。

※2 郵送の場合、受付日の指定はありませんので、各受付期間の最初の日以降に到着するように発送してください。受付最終日の消印分まで受け付けます。

封筒には「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。また、受理印が必要な場合は、返送先住所等を明記し、切手を貼付した返信用の封筒又はハガキを同封してください。

なお、郵送による申請の場合、資料の不備等の連絡は電子メールで行いますので、競争入札参加資格審査申請書に、担当者のメールアドレス（行政書士による代理申請の場合は、行政書士のメールアドレス）を必ず記載してください。

※3 土日、祝日の持参による受付はしていません。

## 5 申請業種

山形県では申請品目を、以下の27品目としています。

01 セメント、混和材	14 道路付属施設資材
02 鋼材	15 防雪資材
03 金物、籠	16 橋梁資材
04 油脂、燃料	17 砂防工事資材
05 目地板、塩ビ管	18 地すべり対策工事資材
06 火薬、ロッド、ビッド	19 急傾斜地崩壊対策工事資材
07 法面保護資材	20 植樹資材
08 土のう、むしろ、シート、コンクリート養生剤	21 深礎工資材
09 骨材	22 アンカー工資材
10 生コンクリート	23 下水道工事資材
11 舗装資材	24 木材
12 コンクリート製品	25 港湾工事資材
13 鋼製蓋	26 その他
	27 計画調査用資材

## 6 提出書類

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

提出部数は各1部です。A4判でないものはA4判に拡大・縮小するか、A4判の用紙にのり付けして提出してください。

### (1) 電子申請により提出するもの

No	提出書類	対象者
1	自己チェックシート兼受理票	全者
2	申請に係る誓約書	全者
3	工事材料業者統括表	全者
4	委任状（受任者用）	県外本店業者で必要な方
5	委任状（代理申請用）	代理申請を希望する方

(2) 電子申請又は紙で提出するもの（ホチキス綴じ厳禁。まとめる場合はゼムクリップを使用）  
（電子申請において Excel の様式集を併せて合計 100MB 以内なら 20 個のファイルを添付することができる。）

No	提出書類	対象者
6	競争入札参加資格審査申請書	全者 ★行政書士が代理申請する場合は紙で提出 その他は電子申請
7	競争入札参加資格変更届	入札参加希望品目の追加を行う方 ★行政書士が代理申請する場合は紙で提出 その他は電子申請
8	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写）	法人の方のみ
9	身分証明書（写）	個人事業主の方のみ
10	消費税の確定申告書（写）※ <sup>1</sup>	全者。No3「工事材料業者総括表」の「直前2年間の平均実績」欄に対応する決算期2期分として計2通。
11	消費税及び地方消費税の納税証明書（写）※ <sup>2</sup>	全者。「納税証明書（その1 納税額証明用）」を提出。No10の消費税確定申告書の決算期2期分について証明を受けたもの。
12	山形県の県税の納税証明書（写）※ <sup>3</sup>	全者
13	個人県民税の納税証明書（写）※ <sup>4</sup>	山形県居住の個人事業主のみ
14	営業登録の通知書・証明書（写）	採石業者登録又は砂利採取業者登録をしている方。

(3) 紙で提出するもの（ホチキス綴じ厳禁。まとめる必要がある場合はゼムクリップを使用）

No	提出書類	対象者
15	印鑑証明書（原本）	全者
16	使用印鑑届	契約時等に実印でない印鑑を使用する方
17	申込完了通知メール本文（写）	全者

※1 消費税の確定申告書は、消費税の免税事業者の方であって、No 3「工事材料業者総括表」の「直前2年間の平均実績」欄の合計額が1千万円未満である場合は提出不要です。

第27-(1)号様式 平成23年2月25日 確定申告書 納税地 千代田区霞が関3-1-1 (電話番号) 03-0000-0000 名称 霞商会株式会社 代表者氏名 霞 太郎 経理担当者氏名 千代田 一郎		6K0301 一連番号 申告年月日 平成 年 月 日 事務年度区分 年度 年度 申告日付印 平成 年 月 日																																																																																																																	
自平成 22年 11月 11日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書 至平成 22年 12月 31日		平成 九年 四月 一日以後終了課税期間分(一般用)																																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="4">この申告書による消費税の税額の計算</th> </tr> <tr> <td>課税標準額①</td> <td></td> <td>3761190000</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>消費税額②</td> <td></td> <td>150476000</td> <td>06</td> </tr> <tr> <td>控除額③</td> <td></td> <td></td> <td>07</td> </tr> <tr> <td>控除対象仕入税額④</td> <td></td> <td>11272381</td> <td>08</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額⑤</td> <td></td> <td>708571</td> <td>09</td> </tr> <tr> <td>税額控除に備える税額⑥</td> <td></td> <td>57142</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>控除税額小計⑦</td> <td></td> <td>12038094</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>控除不足額⑧</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>差引税額⑨(①-⑧)</td> <td></td> <td>3009500</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>中間納付税額⑩</td> <td></td> <td>1400000</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>納付済税額⑪(⑩-⑧)</td> <td></td> <td>1609500</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>中間納付済税額⑫(⑩-⑧)</td> <td></td> <td>0</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>この申告書で確定した税額⑬</td> <td></td> <td></td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額⑭</td> <td></td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額⑮</td> <td></td> <td>3694761191</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額⑯</td> <td></td> <td>3774761191</td> <td>22</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">この申告書による地方消費税の税額の計算</th> </tr> <tr> <td>課税標準額⑰</td> <td></td> <td></td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額⑱</td> <td></td> <td>3009500</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額⑲</td> <td></td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額⑳</td> <td></td> <td>752300</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額㉑</td> <td></td> <td>350000</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額㉒</td> <td></td> <td>402300</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額㉓</td> <td></td> <td>0</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額㉔</td> <td></td> <td></td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額㉕</td> <td></td> <td>0</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>課税標準額に算入される税額㉖</td> <td></td> <td>2077800</td> <td>80</td> </tr> </table>				この申告書による消費税の税額の計算				課税標準額①		3761190000	03	消費税額②		150476000	06	控除額③			07	控除対象仕入税額④		11272381	08	課税標準額に算入される税額⑤		708571	09	税額控除に備える税額⑥		57142	10	控除税額小計⑦		12038094	11	控除不足額⑧			12	差引税額⑨(①-⑧)		3009500	15	中間納付税額⑩		1400000	16	納付済税額⑪(⑩-⑧)		1609500	17	中間納付済税額⑫(⑩-⑧)		0	18	この申告書で確定した税額⑬			19	課税標準額に算入される税額⑭		0	20	課税標準額に算入される税額⑮		3694761191	21	課税標準額に算入される税額⑯		3774761191	22	この申告書による地方消費税の税額の計算				課税標準額⑰			51	課税標準額に算入される税額⑱		3009500	52	課税標準額に算入される税額⑲			53	課税標準額に算入される税額⑳		752300	54	課税標準額に算入される税額㉑		350000	55	課税標準額に算入される税額㉒		402300	56	課税標準額に算入される税額㉓		0	57	課税標準額に算入される税額㉔			58	課税標準額に算入される税額㉕		0	59	課税標準額に算入される税額㉖		2077800	80
この申告書による消費税の税額の計算																																																																																																																			
課税標準額①		3761190000	03																																																																																																																
消費税額②		150476000	06																																																																																																																
控除額③			07																																																																																																																
控除対象仕入税額④		11272381	08																																																																																																																
課税標準額に算入される税額⑤		708571	09																																																																																																																
税額控除に備える税額⑥		57142	10																																																																																																																
控除税額小計⑦		12038094	11																																																																																																																
控除不足額⑧			12																																																																																																																
差引税額⑨(①-⑧)		3009500	15																																																																																																																
中間納付税額⑩		1400000	16																																																																																																																
納付済税額⑪(⑩-⑧)		1609500	17																																																																																																																
中間納付済税額⑫(⑩-⑧)		0	18																																																																																																																
この申告書で確定した税額⑬			19																																																																																																																
課税標準額に算入される税額⑭		0	20																																																																																																																
課税標準額に算入される税額⑮		3694761191	21																																																																																																																
課税標準額に算入される税額⑯		3774761191	22																																																																																																																
この申告書による地方消費税の税額の計算																																																																																																																			
課税標準額⑰			51																																																																																																																
課税標準額に算入される税額⑱		3009500	52																																																																																																																
課税標準額に算入される税額⑲			53																																																																																																																
課税標準額に算入される税額⑳		752300	54																																																																																																																
課税標準額に算入される税額㉑		350000	55																																																																																																																
課税標準額に算入される税額㉒		402300	56																																																																																																																
課税標準額に算入される税額㉓		0	57																																																																																																																
課税標準額に算入される税額㉔			58																																																																																																																
課税標準額に算入される税額㉕		0	59																																																																																																																
課税標準額に算入される税額㉖		2077800	80																																																																																																																

※出典：国税庁ホームページ

※2 消費税及び地方消費税に係る納税証明書は、税務署が発行します(令和3年7月より、インターネットによる申請・受取も可能です)。消費税の免税事業者の方も提出が必要です(免税事業者であっても証明書は発行されます)。納税証明書は「その1(納税額等証明用)」とし、下記の条件を満たすものとします。申請受付期間の最終日までに下記の条件を満たす納税証明書を提出できない場合は、申請を受理しません。

条 件	
• 証明年度が No 3「工事材料業者総括表」の「直前2年間の平均実績」欄に対応する決算期2期分であるもの(ただし、「未納税額」欄が0円となっているものに限る。)	
• 証明日は問わない。	



《消費税及び地方消費税の納税証明書の請求方法》

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよう付欄  
(消印しないでください)

税務署長 へ

年 月 日

【代理人記入欄】  
代理人の方のみ記入してください。  
住所

氏名

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

住所 (納税地)	
(フリガナ)	
氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	
個人番号 又は 法人番号	

※個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。

(信託の名称: )

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

「その1」を請求する場合

記

「その3」を請求する場合

証明書の種類	<input checked="" type="checkbox"/> その1	<input type="checkbox"/> その2	<input type="checkbox"/> その3 <input type="checkbox"/> その3の2 <input type="checkbox"/> その3の3	<input type="checkbox"/> その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( ) (「手引き」指定の直近の決算期)	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( ) ※その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。	
証明を受けようとする国税の年度	自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分	自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分		
証明を受けようとする事項 (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 <input type="checkbox"/> 法定納期限等 <input type="checkbox"/> 源泉徴収税額 <input type="checkbox"/> 未納税額のみ (「チェックしない」)	所得金額 ※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。 <input type="checkbox"/> には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 総所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 事業所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 上記以外の所得金額の証明( )	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の請求枚数	1 枚	枚	1 枚	枚

証明書の使用目的  資金借入  入札参加指名額  登録申請(更新)  保証人  その他( )

※税務署整理欄

個人 (代理人)	<input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 委任状	番号確認書類(個人のみ) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> その他	確認者
法人 (代理人)	<input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 委任状	本人(代理人)確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)	証明番号

整理番号 個人番号

摘要					確認者	領収担当者
<input type="checkbox"/> 収入印紙 <input type="checkbox"/> 現金	その1	税目数	年度	枚	円	合計 円 [内現金 円] 円 円
	その2		年度	枚	円	
	その3			枚	円	
	その4			枚	円	

※3 証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）の3か月前から受付期間最終日まで  
のもの。

各受付区分に応じた証明日は、下記のとおりです。

受付区分	証明日
追加 令和5年11月	令和5年8月1日～令和5年11月30日
追加 令和6年8月	令和6年5月1日～令和6年8月10日

山形県の県税に関する納税証明書は、全者が提出の必要があります。

山形県税に関する納税証明書は、最寄の山形県総合支庁税務課で請求し、全ての県税  
税目について滞納がないことの証明を受けてください（県外業者については、いずれの総  
合支庁税務課へも請求できますが、混雑緩和のため、郵送による請求の場合は、下記のと  
おり本店所在地により受付の担当区域を設けさせていただいておりますので、御協力のほ  
どよろしくお願ひします）。なお、滞納がある場合は、納税証明書が発行されません。ま  
た、申請受付期間の最終日までに全ての県税について滞納がない旨の納税証明書が提出  
できない場合は、申請を受理しません。

なお、具体的な請求方法等の詳細については、各総合支庁担当課へお問い合わせくだ  
さい。

#### ○納税証明書の請求先

本店所在地	請求先
東南村山地域	村山総合支庁 納税課 管理担当 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8135(直通)
西村山地域	村山総合支庁 西村山税務室 納税管理担当 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 TEL 0237-86-7280(直通)
北村山地域	村山総合支庁 北村山税務室 納税管理担当 〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 TEL 0237-47-8625(直通)
最上地域	最上総合支庁 税務課 納税管理担当 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1233(直通)
東南置賜地域	置賜総合支庁 税務課 納税管理担当 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6101(直通)
西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜税務室 納税管理担当 〒993-8501 長井市高野町2-3-1 TEL 0238-88-8211(直通)
庄内地域	庄内総合支庁 税務課 管理担当 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 TEL 0235-66-5437(直通)
県外	山形県内に事務所もしくは事業所を有しない業者の場合は、上記の いずれかの窓口へ郵送で請求してください。

なお、混雑緩和のため、受付の担当区域を設けさせていただいておりますので、御協力をお願いします。

① 村山総合支庁納税課 = 北海道、東北、関東地域  
 ② 庄内総合支庁納税課 = 上記以外の地域

※担当地域以外に請求いただいても、請求先の総合支庁において納税証明書の発行は行いません。

《山形県の県税に未納がないことの証明書の請求方法》

納税証明請求書			
山形県 総合支庁長 殿		令和 年 月 日	
請求者 (窓口に来た方)	住所(居)地 又は所在地	納税特別 徴収 義務者 又は 義務者	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ(納税義務者欄記入不要)
	氏名又は 名称及び代表者氏名		<input type="checkbox"/> 請求者と別
	電話番号 ( ) - ( )		住所(居)地 又は所在地
※法人の場合、代表者印を押し		氏名又は 名称及び代表者氏名	
下記のとおり納税証明書の交付を請求します。		*該当する項目の□に☑を付けてください。	
<input type="checkbox"/> 自動車税種別割 <自動車登録番号> 山形・庄内	<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 抹消登録 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 残債何 <input type="checkbox"/> 所有権解除	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)
<input type="checkbox"/> 法人事業税(特別法人事業税及び地方人特別税を含む) <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 法人県民税 <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <所得年> 年 ~ 年 <input type="checkbox"/> その他の税目 ( )	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請 <input type="checkbox"/> 建設業法による変更届出 <input type="checkbox"/> 資金借入 <input type="checkbox"/> その他		税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額)
<input type="checkbox"/> 鉱区税 <登録番号> 山形県 掘権登録第 号	<input type="checkbox"/> 試掘権の延長 <input type="checkbox"/> 試掘権の採掘権への転願 <input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請 <input type="checkbox"/> 酒類販売業等免許申請 <input type="checkbox"/> 公益法人認定申請 <input type="checkbox"/> 公益法人定期事業報告 <input type="checkbox"/> その他( )		納税状況 (滞納の理由) <input checked="" type="checkbox"/> 現在県税の滞納がない <input type="checkbox"/> 過去 年以内に県税の滞納処分を受けたことがない <input type="checkbox"/> その他
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての県税 (特別法人事業税及び地方人特別税を含む)			
◆ 代理人等が請求する場合は委任状が必要です。ただし、次の場合は省略できます。 ・法人の代表者又は従業員が、代表者印(実印)を使用して請求する場合(従業員等欄に所属部署等及び氏名を記入してください。) ・車検証原本を提示し、自動車税種別割の納税証明を請求する場合 ◆ 自動車税の納税証明書の交付を請求する場合は、自動車税種別割に☑を付けてください。 ◆ 自動車税種別割の納税証明書の請求の場合は、納税義務者欄の記入について、車検証に記載されている現在の使用者についての記入でも結構です。 ◆ 1件につき400円の手数料(県証紙)が必要ですが(鉱区税は無料)。税目、年度、証明事項ごとに1件として計算します。 ◆ 納付(納入)直後(概ね2週間以内)の場合は領収書の原本を持参してください。 ◆ 窓口に来た方の身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証等)を確認させていただく場合があります。		※ 県証紙貼付欄	
		請求枚数 1 枚 従業員氏名 ※発行 No. ~ 関係者 決裁 支取取扱主任者 業務経手者 業務管理者 担当者	

なお、総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載されている様式(全国統一様式)も使用することができます。

総務省ウェブサイト

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/000148148.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/000148148.html)

地方税共同機構ウェブサイト

<https://www.lta.go.jp/news/03410>

- ※4 証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）の3か月前から受付期間最終日まで  
のもの。

各受付区分に応じた証明日は、下記のとおりです。

受付区分	証明日
追加 令和5年11月	令和5年8月1日～令和5年11月30日
追加 令和6年8月	令和6年5月1日～令和6年8月10日

山形県の県税のうち、個人県民税はその徴収を担当する市町村が未納がないことを証明します。そのため、納税証明書もお住まいの市町村が発行します。申請受付期間の最終日までに個人県民税について滞納又は未納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。

## 7 その他

### (1) 競争入札参加資格変更届

**※電子申請に対応していません。紙で御提出ください。**

名簿登載後に、以下の事由が生じた場合には、「競争入札参加資格変更届」に下記の添付書類を添えて提出してください。

#### ① 随時受付するもの

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
商号又は名称	登記簿謄本(写)(法人) <sup>※1</sup> 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	登記簿謄本(写)(法人) <sup>※1</sup> 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
代表者名	登記簿謄本(写)(法人) <sup>※1</sup> 印鑑証明書(原本)	登記簿謄本(写)(法人) <sup>※1</sup> 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
代表者の役職名	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
本社の住所・郵便番号	登記簿謄本(写)(法人) <sup>※1</sup>	登記簿謄本(写)(法人) <sup>※1</sup> 委任状(受任者用)
本社の電話番号	なし	なし
資本金	登記簿謄本(写)(法人)	登記簿謄本(写)(法人)
受任者名		委任状(受任者用)
受任者の住所・郵便番号		なし
受任者の電話番号		なし
受任者の役職名		使用印鑑届 委任状(受任者用)
実印	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届
使用印鑑	使用印鑑届	使用印鑑届
申請代理人	委任状(代理申請用)	委任状(代理申請用)

※1 代表者・商号・本店住所に変更が生じた場合であって、登記簿の作成が完了する前に参加を希望する入札案件がある場合は、登記簿の作成が未了の状態であっても入札前に変更内容を名簿担当部署(県内本店業者は管轄する総合支庁建設総務課行政係、県外本店業者は県庁建設企画課)に届け出てください。届出がないまま入札に参加した場合、当該入札は無効になるほか、指名停止措置を受ける場合があります。(県内本店業者・県外本店業者共通)参加を希望する入札案件がない場合は、登記簿が作成完了後に届出をいただいで結構です。

## ② 名簿の追加受付期間のみ受付するもの

下記の変更は、入札参加資格審査の追加受付期間に限り受け付けます。受付期間と名簿登載期間は、第2項のとおりです。変更届の内容が入札参加資格者名簿に反映されるのは、受付が8月のものは同年度の10月1日から、受付が11月のものは翌年度の4月1日からとなります。

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
入札参加希望品目の追加	なし	なし

## (2) 物品の入札参加申込み及び債権者登録

### ① 物品、役務への入札参加申込み

工事材料以外の物品の入札、「除雪・排雪」「道路・河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備・機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」以外の役務の入札への参加を希望する場合は、会計局会計課（023-630-2724）へお問い合わせください。

### ② 債権者登録

口座番号等の債権者登録は、契約後、契約担当課に届け出ることとなります。また、1の変更届を行った際に、債権者登録の内容に変更があった場合は、債権者登録の変更が必要になりますので、忘れず届出を行ってください。債権者登録の詳細は、会計局会計課（023-630-2713）へお問い合わせください。

## (3) 審査の結果

県の基準に基づき審査した結果を11月受付の場合は翌年の3月下旬、8月受付の場合は9月下旬に、本社に通知します。

## (4) 名簿の公表について

名簿は、県ホームページで公表します。

## (5) 入札参加資格の承継

名簿登載後、以下の事由が発生した場合、入札参加資格を失うことになります。ただし、別紙様式による承継申請によって、入札参加資格を承継することができます。

承継事由	法人成り・世襲・合併・事業譲渡(会社分割)
------	-----------------------

### ① 承継の申請期限

申請期限は、原則として事実発生後4か月以内となります。

※ この場合の事実発生とは、下記のとおりです。

法人成り、新設合併...法人として登記がなされた日

吸収合併...合併契約において合併期日を定めた場合はその日、又は合併登記の日

事業譲渡...営業の譲渡が行われた日

### ② 承継申請に必要な書類

- 1) 競争入札参加資格申請の変更届(存続会社の商号・住所の変更等、及び消滅会社の辞退届)
- 2) 印鑑証明書(県外業者で必要な場合は、委任状、使用印鑑届)
- 3) 承継者が、法人の場合：商業登記簿謄本並びに定款の写し  
個人の場合：身分証明書
- 4) 事実発生時の承継者と被承継者のそれぞれの財務諸表

その他、承継事由に応じて、下記の書類が必要になります。

- 1) 個人が法人を設立したとき  
ア 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの
- 2) 法人が合併したとき  
ア 合併契約書の写し  
イ 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの
- 3) 営業の譲渡が行われたとき  
ア 営業の譲渡が行わたことを証する契約書、覚書等  
イ 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの
- 4) 個人が死亡し、2親等以内の親族関係にある個人に事業を承継したとき  
ア 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

※1 合併や分割等、承継事由が発生する場合は、なるべく事前に建設企画課に相談してください。

※2 承継事由の内容によっては入札参加資格の承継が認められない場合がありますのでご注意ください。